

介護給付費財政調整交付金の適正な交付等について

(1) 介護給付費財政調整交付金における不適切事案について

① 会計検査院指摘分

会計検査院が、平成21年度から平成25年度までの間に交付された介護給付費財政調整交付金について実地検査を行った結果、7都道府県の9保険者において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付（386,926千円）され、不当であるとの指摘を受けた。

指摘内容は、所得段階別加入割合補正係数の算出（具体例として、所得段階別加入割合補正係数の算出にあたり、基準所得金額の変更（200万円→190万円）を見落とし所得段階別被保険者数を算出）、後期高齢者加入割合補正係数の算出（具体例として、後期高齢者数の算定月を誤って1ヶ月ずれて算出）や、調整基準標準給付費の算出（具体例として、損害賠償金その他収入金への誤謬計上等）を誤っているなどによるものである。

② 各保険者自主点検分

会計検査院の会計実地検査とは別に、当職より依頼し、毎年度実施をしていただいている過去5年度分の各保険者自主点検分による再確定処理については、39都道府県の98保険者において、介護給付費財政調整交付金が会計検査院による指摘と同様の理由により過大（45,861千円）に交付されていることも判明した。

③ 不適切事案の主たる要因

これらのような事例は、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところであり、指摘事項の大半は、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤りや調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りや様式帳票への転記ミスなどといったケアレスミスによるものとなっており、関係法令や交付要綱等を理解していないことや確認・検証が不十分であったことが、その主たる要因となっている。

また、従前から介護保険事業状況報告等を活用し、審査・確認を十分行うよう指導しているところであるが、会計検査院から指摘を受けたり、自主点検分による再確定処理が発生した都道府県においては、それを怠っていることが認められたところであり遺憾である。

④ 今後の課題

各都道府県におかれては、介護給付費財政調整交付金の各種係数の算定方法や誤りやすい事例などについて、各保険者を集めた事務研修会や勉強会の開催などを通じて、制度に対する十分な理解を促していただくとともに、介護保険事業状況報告等から、大きく異なる点がないかといったチェックを保険者はもとより、都道府県におかれても確認・検証し複層的にチェックを行うなど、各保険者に対する更なる適切な助言・指導に努めていただきたい。

(2) 不適切事案を防止するための対策について

① 簡易シートの活用

今年度も介護給付費財政調整交付金の制度への理解と事務処理軽減の一助として普通調整交付金を簡易に算定できるシート（以下「簡易シート」という。）（別添. 1 及び別添. 2）を作成し、別途配布することにしていただいているので積極的に活用いただきたい。

② 研修会及び勉強会の活用

国としても、都道府県が管内各保険者を集めた研修会を開催するにあたり、講師の派遣依頼や勉強会の開催のための資料提供などの協力依頼を受け、本年度（平成26年度）は、和歌山県他14県に対し、講師を派遣し、研修会を実施したところ（別添. 3を参照。）であり、今後もできる限り対応していきたいと考えているので、積極的にご相談いただきたい。

③ 研修会及び勉強会の内容

上記研修会においては、「介護保険財政の適正な事務処理について」をテーマとし、国から派遣された講師作成によるレジュメを用いながら、各保険者職員に対し、「介護保険財政の現状」、「介護給付費財政調整交付金の目的と役割」という基本概念から始まり、簡易シートを使用した具体的な計算方法を学習し、各事務担当者がどのような点についてミスを犯しやすい傾向にあるのか等を実例を用いながら、なるべく初任者にもわかりやすく平易に解説することを主目的とするものである。

更に要望次第では、「介護給付費負担金」及び「財政安定化基金」等についても言及することが可能であるので事前にご相談いただきたい。

④ 研修会及び勉強会の効果

特に、過去3カ年の各保険者の自主点検分の再確定を見ると、国からの講師派遣による研修会実施前後において、件数及び金額共に著しく減少傾向にあることから（別添. 4を参照。）、研修会の効果は一定程度得られていると考えている。

⑤ 研修会及び勉強会の目標

以上のように、一つのミスにより、折角交付された資金が、本来の目的である介護保険事業に使用されることなく、不適切な経費であるとの指摘により国庫返納されるのは、全く以て残念なことである。

各事務担当者が上記の研修会や勉強会の機会を得ることにより、個々人のスキルアップを図ると共に、組織全体としての組織力を養うことにより、「ミスに強い組織づくり」を構築し、各自が細心の注意を払いながら事務処理に当たっていただくことにより、少しでも国庫返納する金額が減少することを切に願うものである。

⑥ 業務上の留意点

介護給付費財政調整交付金担当者における業務上の留意点について、これまでの事例を基にして簡単にまとめてみたので、既に取り組んでおられるものと考えているが、こちらを一読いただき、積極的に今後の業務の参考にしていただきたい（別添. 5）。

（3）介護給付費負担金について

最後に、介護給付費負担金については、会計検査院による指摘事項は特になかったが、引き続き適正な運用が図られるよう管内保険者への適切な助言・指導に努めていただきたい。

（4）各保険者の主な誤り事由について

参考までに、平成26年度における介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の会計検査院会計実地検査及び各保険者の自主点検における主な誤り事由（別添. 6）を添付するので今後の業務の参考にしていただきたい。

〇〇市(平成26年度)(基礎数値は平成26年度数値によるもの)

【修正前】

1. 階級数調報告数

調査基準標準給付費	調査基準標準給付費		前期・後期高齢者数		前期・後期高齢者要介護(要支援)認定者数		第一号被保険者数								
	介護・予防給付費(A)	介護・予防給付費(B)	前期	後期	合計	前期	後期	合計	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	合計
4,485,685,787	7,549,979	6,348,755	70,731	96,691	167,422	2,918	29,806	32,524	241	2,149	2,539	4,266	3,491	1,190	13,876
			5,894	8,098	13,992										

1ヶ月あたりの平均値

2. 階級数調算定上の補正係数

調査基準標準給付費	調査基準標準給付費		高齢者加入割合		
	介護・予防給付費(A)	介護・予防給付費(B)	前期	後期	合計
4,485,685,787	7,549,979	6,348,755	0.4224	0.5776	1.0000

算定シート調査標準給付費

42.24%

57.76%

被保険者の取扱いに注意。

所得基準金額は190万円に変更。

所得段階別加入割合						
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	合計
0.017	0.155	0.183	0.307	0.252	0.086	1.000

算定シート下段① 1.7%
算定シート下段③ 15.5%
算定シート下段⑤ 18.3%
算定シート下段⑦ 30.7%
算定シート下段⑨ 25.2%
算定シート下段⑩ 8.6%

※ 上記網掛け部分の数値を、(別添. 2)の算定シート指定部分に入力

★ 平成26年度普通調整交付金の算定シート(基礎数値は平成26年度数値によるもの)の部分に別シート「諸係数諸報告数字」中の補正係数を入力。
 ○○市(既決定分)

★ 算定省令第2条の算定式 $\frac{\text{調整基準標準給付費}}{4,469,584.521} \times \frac{\text{調整率}}{0.985842033} = \frac{\text{調整交付金算定額(確定額)}}{343,251,000}$ ①

★ 算定省令第4条の算定式 $26\% - (21\% \times 0.8861 \times 0.9788) \times 7.79\% = \frac{\text{既交付決定額(当初交付決定額)}}{319,236,000}$ ②

【後期高齢者加入割合補正係数の計算】 ※ 全国平均値は平成24年度の見込値。(H25/2/13 老発0213第1号通知 算定省令別表第1)

- A = 0.5071 (全国平均の前期高齢者割合)
- B = 0.4929 (全国平均の後期高齢者割合)
- C = 0.4225 (当該区市町村の前期高齢者割合)
- D = 0.5775 (当該区市町村の後期高齢者割合)
- X = 0.0436 (全国平均の前期高齢者の補正要介護等発生率)
- Y = 0.3079 (全国平均の後期高齢者の補正要介護等発生率)

$$\frac{A}{0.5071} \times \frac{X}{0.0436} + \frac{B}{0.4929} \times \frac{Y}{0.3079} = \frac{\text{全国の平均水準}}{\text{当該市町村の水準}}$$

$$\frac{C}{0.4225} \times \frac{X}{0.0436} + \frac{D}{0.5775} \times \frac{Y}{0.3079} =$$

$$\frac{0.174}{0.196} = 0.8861$$

調整率・全国割合は、
 25/2/13 老発0213第1号
 老健局長通知による
 H24年度数値

精算額(①-②)
 24,015,000

【所得段階別加入割合補正係数の計算】 (H25/2/13 老発0213第1号通知 算定省令別表第2)

$$1 - \left[\frac{\text{①}}{0.017} - \frac{\text{②}}{0.028} \right] \times 0.50 + \left[\frac{\text{③}}{0.155} - \frac{\text{④}}{0.169} \right] \times 0.50 + \left[\frac{\text{⑤}}{0.183} - \frac{\text{⑥}}{0.137} \right] \times 0.25 - \left[\frac{\text{⑦}}{0.252} - \frac{\text{⑧}}{0.227} \right] \times 0.25 - \left[\frac{\text{⑨}}{0.086} - \frac{\text{⑩}}{0.143} \right] \times 0.50 = 0.9788$$

..... (当該市町村の第1所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 (全国平均の第1所得段階被保険者の割合)
 (当該市町村の第2所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 (全国平均の第2所得段階被保険者の割合)
 (当該市町村の第3所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 (全国平均の第3所得段階被保険者の割合)
 (当該市町村の第5所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 (全国平均の第5所得段階被保険者の割合)
 (当該市町村の第6所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 (全国平均の第6所得段階被保険者の割合)

	実施県名	実施年月日	実施内容
平成25年度	1 岡山県	平成25年6月4日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	2 青森県	平成25年8月2日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	3 熊本県	平成25年8月8日	・介護保険財政の適切な事務処理について
	4 山形県	平成25年8月23日	・介護給付費財政調整交付金の適正な算定について
	5 愛媛県	平成25年8月27日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	6 茨城県	平成25年8月30日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	7 鹿児島県	平成25年9月27日	・介護給付費財政調整交付金の適切な交付について ・財政安定化基金の借入等にかかる留意点について
	8 北海道	平成25年10月24日	・介護保険財政の適正な事務処理について
平成26年度	9 和歌山県	平成26年4月25日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	10 徳島県	平成26年6月23日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	11 島根県	平成26年8月5日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	12 鳥取県	平成26年8月6日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	13 石川県	平成26年8月8日	・介護保険財政について
	14 沖縄県	平成26年8月12日	・介護保険財政の適切な事務処理について
	15 高知県	平成26年8月14日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	16 埼玉県	平成26年8月18日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	17 長崎県	平成26年8月20日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	18 秋田県	平成26年8月28日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	19 宮崎県	平成26年9月1日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	20 福井県	平成26年11月14日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	21 愛知県	平成26年11月17日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	22 千葉県	平成26年11月19日	・介護保険財政の適正な事務処理について
	23 山口県	平成26年11月28日	・介護保険財政の適正な事務処理について

各保険者の自主点検分による再確定について

	都道府県数	保険者数	返納金額(円)
平成24年度	40	198	139,520,000
平成25年度	37	131	133,995,000
平成26年度	39	98	45,861,000

(別添. 4)

介護給付費財政調整交付金担当者の業務上の留意点

○介護給付費財政調整交付金担当者について

- ・ 基本的には、都道府県・各保険者に関わらず、関係法令及び関係通知を精読することは、当然のことであるが、疑問点や不明な点については、担当者自身だけで決して抱え込まず、すぐに、上司や周囲の先輩、前任者等の知見のある者に相談をすること（やはり先人たちの経験や知恵はその保険者の財産である。）で、解決できることが数多く存在する。
- ・ それでも、判明しない場合は、国や各都道府県に連絡を入れる前に、周辺の自治体に相談をしてみる（周辺自治体も、同じような問題で悩んでいることが得てして多いものである。）ことが有益な場合がある。そのためには、日頃から自治体間の横の関係を密にしておくことは非常に大切である。
- ・ 最後の手段として、各都道府県の担当者に連絡することになるが、その際には、ただ、疑問点や不明な点を質問するのではなくて、自治体としてはこのように考えるが、それは適切な扱いなのかと問いかける方がよい。（国や各都道府県の職員を Index 代わりに使うのは NG。）
また、日頃から国担当職員や各都道府県担当職員に対して連絡を密に取り合うことも非常に大切である。
- ・ 特に介護給付費財政調整交付金は、計算方法が複雑であるから、自ら中々計算をしようとする人は少ないと思われるが、一度、簡易シート（別添. 1～別添. 2）を使用したり、鉛筆と計算用紙を使って、計算することによって調整交付金の仕組みが理解しやすくなると思われる。
- ・ 当たり前のことであるが、上司等に対する「ホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）」は必ず忘れずに行うこと。
- ・ 得られた回答、資料や情報は、必ず係内全体にフィードバックし、それらの情報は、人事異動の際に必ず後任者へ漏れなく引継ぎを行うこと（介護給付費財政調整交付金の諸係数等の誤りの中で、引継ぎ等がきちんと行われていたならば、防ぐことができたミスも数限りなく存在している。）。

○管理職員について

- ・ 介護給付費財政調整交付金担当職員が決裁を持ち込んできた際には、些細なことでも構わないから何かしらの質問を必ずすること（担当職員は、自分のやっているものは正しいものと信じ切ってやっていることが多いので、質問されることによって、冷静になって検討する時間が取れるようになることが多い。）。
- ・ 介護給付財政調整交付金だけでなく、提出する書類等については、必ず、管理職（原則、課長補佐以上）のチェックを経ることによって、組織として複層的なチェックを図ることが可能になる。
- ・ 上記のような複層的チェック体制が取れるように配慮をお願いする。

※ 以上のことから、介護給付費財政調整交付金の業務を行うにあたり、上記に掲げる留意点に注意しながら、進めていただければ、より効率的で効果的な結果が得られるものと考えられるので、是非とも業務の参考にしていただきたい。

平成26年度会計検査院実地検査及び自主点検における主な誤り事由

(別添. 6)

■ 事由 ■		件数 ()は、会計検査院による指摘を再掲
【介護給付費財政調整交付金】		
1	調整基準標準給付費の算定誤り(損害賠償金その他収入額の計上漏れ)	30 (1)
2	普通調整交付金交付割合の算定誤り(所得段階別被保険者数の計上誤り)	21 (11)
3	調整基準標準給付費の算定誤り(高額介護サービス費の計上誤り)	20 (1)
4	調整基準標準給付費の変動(諸係数確定後の戻入による影響)	14
5	調整基準標準給付費の算定誤り(返還金の計上漏れ)	9 (1)
6	特別調整交付金の重複申請他による減免額の決定誤り	7
6	調整基準標準給付費の算定誤り(審査・支払手数料の重複計上)	7
8	調整基準標準給付費の算定誤り(高額医療介護(予防)サービス費の重複計上)	6
9	調整基準標準給付費の算定誤り(高額医療介護(予防)サービス費の計上誤り)	5
9	調整基準標準給付費の算定誤り(住宅改修費の計上誤り)	5 (1)
9	調整基準標準給付費の算定誤り(償還払い分の計上漏れ)	5 (1)
12	調整基準標準給付費の算定誤り(介護サービス費の算定誤り)	4
12	調整基準標準給付費の算定誤り(災害臨時特例補助金の控除漏れ)	4
■ 事由 ■		
【介護給付費負担金】		
1	高額医療合算介護サービス費の共同処理手数料を含めるなど、支出の計上誤り	19
2	返還金等について、計上月を誤ったため	15
3	「施設等分」と「その他区分」の区分誤り	14

※保険者の重複計上あり